

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認称号規程

この規程は、中央技術委員会規程第2章第4条に基づき制定する。

(目的)

第1条 この規程は、連盟の普及発展のために、功績のあった者に、公認称号を贈ることを目的とする。

(称号の名称及び段階)

第2条 称号は全空連錬士、全空連教士、全空連範士の3段階とする。

(称号の授与)

第3条 称号は、会長推薦並びに都道府県連盟、競技団体及び協力団体の会長の推薦に基づき、常任理事会の審査を得て会長がこれを授与する。

(称号証書)

第4条 称号はこの規程に定める審査を経て、その資格を取得した者に対し、会長名の称号証書を授与する。

(申請資格)

第5条 称号の申請対象者は、次の資格を有しなければならない。
2. 連盟の会員登録者で公認段位を有し、別表に掲げる要件を満たす者。

(申請手続)

第6条 称号の申請対象者は、本連盟、都道府県連盟、競技団体及び協力団体を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。
2. 前項の申請書の様式は、別に定める。

(審査時期と方法)

第7条 称号審査会は、原則として年1回とし、時期については連盟より公告又は通達する。
2. 称号審査は、書類審査により行う。

(審査料及び登録料)

- 第8条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。
2. 合格者は、本連盟が指定する期日までに登録料を納入しなければならない。
 3. 審査料及び登録料の金額は、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(規程の改正)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(不適切な金銭等の授受・提供の禁止)

- 第10条 公正な審査会を期すため、審査会に係るすべての審査員、受審者は不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供をしてはならない。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月2日から施行する。
3. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
4. この規程は、平成26年5月28日から施行する。
5. この規程は、平成28年12月9日から施行する。
6. この規程は、平成30年5月19日から施行する。
7. この規程は、平成30年12月7日から施行する。
8. この規程は、令和元年5月18日から施行する。
9. この規程は、令和6年5月25日から施行する。
10. この規程は令和6年12月6日より施行する。

別表(第5条関係受審者の資格基準)

称号	公認段位	取得年数及び資格	年齢	摘 要
錬 士	5 段 以 上 取 得 後 1 年 以 上	地区審判員(組手・形) 公益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ2以上	40歳 以上	指導者として、斯道に功 績顕著であること。
教 士	6 段 以 上 取 得 後 1 年 以 上	錬士取得後1年以上 全国審判員(組手・形) 公益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ3以上 全空連3級資格審査員以上及 びその経験者	50歳 以上	指導者として、斯道に功 績顕著であり、技能識見 を備わっていること。
範 士	8 段 以 上 取 得 後	教士取得後1年以上 全国審判員(組手・形) 公益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ4 全空連2級資格審査員以上及 びその経験者	60歳 以上	指導者として、徳操高潔、 識見高邁にして斯道の範 たること。

- (注) 1. 称号の取得は、錬士、教士、範士の段階をおって申請しなければならない。
2. 年齢は称号審査会の開催日を基準とする。